

「経験的に」教える経験を積む：  
いかにして教員はロースクールを  
法実務につなぐのか？

カレン・ロックウッド  
小田敬美 訳

## 翻 訳

# 「経験的に」教える経験を積む： いかにして教員はロースクールを 法実務につなぐのか？<sup>1)</sup>

カレン・ロックウッド<sup>2)</sup>  
小田敬美訳<sup>3)</sup>

今日は、この松山の地において PSIM コンソーシアムの会議で講演することを光栄に存じます。30 以上の大学からなる全国的なコンソーシアムとして<sup>4)</sup> 皆さまはまさに日本全国の教育の質を豊かにする立場におられます。皆さまが協力して活動なされるのが大きな利益をもたらします。とくに、日本における法実務が新たな形を造りつつある今、アメリカにおけるのと同様に、法律家は新たな責務に直面しています。

---

1) 本稿は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム (Professional Skills Instruction Materials Consortium [通称 PSIM コンソーシアム]) 及び名古屋大学大学院法学研究科・法科大学院主催、愛媛大学法文学部/大学院法文学研究科・愛媛大学法学会・四国法科大学院共催で、2014 年 6 月 14 日に愛媛大学校友会館 2 階サロンにて開催された「第 18 回法実務技能教育支援セミナー」の講演を訳出したものである。講演は、同コンソーシアムと NITA との学術交流協定更新記念講演会として約 80 分にわたり行われた。訳文には、講演時に講演原稿から変更のあった部分や補足説明等として付加された注釈的な情報を反映させている (時間的制約で用意された講演原稿から割愛された箇所もある)。また、以下の脚注は、原則として訳者による訳注 (translator's notes) としての性質を有するものであることをあらかじめお断りしておく。

なお、講演の本題に入る前に、松浦好治教授 (名古屋大学, PSIM コンソーシアム代表)、菅原郁夫教授 (早稲田大学, 同コンソーシアム前代表)、藤本亮教授 (名古屋大学, 同コンソーシアム副代表) 及び Michael H. GINSBERG 弁護士 (NITA 理事長, 米国ペンシルベニア州弁護士) に対する謝辞が述べられた。

私の所属組織である、全米法廷技術研修所（the National Institute for Trial Advocacy [NITA]）は、法及び法廷技法の教授法について PSIM コンソーシアムと交流することを喜ばしく思います。ご承知のように、NITA は、法廷技法の強化法を弁護士に教える教授、訴訟弁護士及び裁判官の共同体として 1971 年に設立されました。NITA と PSIM は、2008 年から情報交換を行って参りました。後にお話ししますが、NITA についてもう少しお話ししておきましょう。

皆さまは、私についても多少お知りになりたいものと思いますので、まず私の経験をお話ししておきます。1978 年にロースクールを卒業し、独占禁止法、知的財産権、そして訴訟の分野で世界的な先導者となった法律事務所での 25 年間を含め、ワシントン DC で 30 年間実務に従事しました。私の実務におけるこの 20 年間は、法律事務所を経営する弁護士として、国際仲裁、合衆国裁判所での公判ないし事実審理及び上訴、並びに商事仲裁を行ってきました。最近 10 年間の実務を通じて注力し、私を支えてきた三本柱はつぎの 3 つの情熱です。すなわち、(1)NITA の法廷技法研修プログラムをワシントン DC においてリードしてきたこと、(2)アメリカ仲裁協会（AAA）の仲裁人としての資格を得て務めてきたこと、そして(3)アメリカ合衆国実務の最も高いレベルで弁護士の多様性を高めるという難しい課題に取り組んできたことです。

教えるということ、教育については、ロースクール入学以前の大学学部卒業直後から、教えるのが最も難しい年代と言われる 12 歳ないし 13 歳の中学生に数学を教えることから始めました。そのことが、私のユーモアのセンスも鍛えました。教えることが、自分の熱意をずっと保ってきました。私は、アメリカン大学 (American University) の Washington College of Law で兼任教授を務めており、そこではボールドー<sup>5)</sup>に行く

---

2) Karen M. LOCKWOOD, Esq., Executive Director, National Institute for Trial Advocacy (NITA), 全米法廷技術研修所所長, 米国ワシントン DC 弁護士。おもに商事訴訟弁護士として 30 年にわたり活躍してきた。その卓越した経験と能力は、Martindale 社の弁護士 Peer Review における最高ランク (AV-Precminent) 評価に結びついている。NITA では、長年にわたりインストラクターとして指導にあたり、現在は、NITA 本部の所長として組織運営全般の責任者となっている。

3) 愛媛大学法文学部 / 大学院法文学研究科教授 (Translation by Takayoshi ODA, Professor of Law at School of Law and Letters, Ehime University)

4) 講演日現在、PSIM コンソーシアムの会員数は 34 であり、会場となった愛媛大学もその一つである。

5) Boulder (アメリカ合衆国コロラド州) には、NITA の本部がある。

「経験的に」教える経験を積む：いかにして教員はロースクールを法実務につなぐのか？

まで裁判外紛争解決（ADR）を教えていました。

しかし、私が今までにしたなかで最高の仕事は、NITAの所長（Executive Director）として、教授、弁護士、裁判官のネットワークを先導する包括的な責任を負うというものです。私たちは、このNITAにおいて、我々の使命として法廷における双方の法廷技法の質を高めるということのために活動しています。NITAが、現在「経験的学修（experiential learning）」と呼ばれているものを43年前に考案したということができません。私たちは、1年に300を超える研修プログラムを提供しています。私たちは、ロースクールを修了しすでに実務経験のある弁護士に教育を行うわけです。私たちの「行うことによって学ぶ（learn by doing）」集中的なコースで、弁護士は、自らの法廷技法のレベルを向上させ、十分な準備を行い、きびきびと、公正に、力強くそして倫理的に自らの依頼人の主張を陪審員あるいは裁判官の前で述べます。皆さまには、私たちの教育方法のうちのいくつかの実演を明日見ていただくこととなっています<sup>6)</sup>

ということで、法を教えることに対する熱意を私は皆さまと共有していくものと思います。NITAは、法廷技法を教えることを使命として追求していく組織であります。私は、新たな教育方法を探求し、そしてすべての受講者に授業内容を「確実に定着」させることを個人的な使命とし生き甲斐としています。そして、皆さまと同様に、皆さまはこの場に参加しているわけですから、聡明なロースクールの学生に法廷技法を浸透させる方法を私たちはどのようにすれば共同して改善していくことができるのかということについて限りの無い好奇心を有していることは明らかであり、私が申し上げたことを皆さま自身の日本での状況に適合させていただくことを期待しています。私たちの「経験的学修」という方法が日本の法学教育システムにおいてどのように受け止められるのか、適合するのかということ、私の講演のあとでぜひ意見交換したいと考えています。

---

6) 本講演の翌日（2014年6月15日）10時から17時まで、同じく愛媛大学城北キャンパス内の総合情報メディアセンター1階メディアホールにて、証人尋問技法の向上を目的とした教材を題材として、Michael Ginsberg 理事長とKaren Lockwood 所長の指導の下に「NITA法廷弁護研修プログラム体験セミナー」が開催された。現役の弁護士、司法修習生、大学院生などが受講した。受講者による実演とこれに対する指導を多くの教員が傍聴し、その教育方法を学ぶ場となった。その様子は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアムニューズレター（通称PSIM News）第14号1～2頁（2014年7月発行、[http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~psimconsortium/\\_userdata/psimnews14.pdf](http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~psimconsortium/_userdata/psimnews14.pdf), as of 31 Jan. 2015）において写真付きで見ることができる。

今年3月のある日に、3名の大変優秀な法学教授が日本から直行便で米国デンバーに到着し、NITAの事務所があるコロラド州のボルダーを訪問しました。この3名の先生方は、早朝からボルダーのNITA本部にお越しいただき、アメリカの2つのロースクールの先生方と2日間の集中的な会議に没頭しました。この御三方は、特別な目標を追求していたのです。「経験的学修」におけるアメリカの教育の動向について学びたかったわけです。経験的学修は、ロースクールにもすでに浸透してきているのか？ この経験による学修というスローガンの下で、どのような変化がロースクールに起こりつつあるのか？ この3名というのは、皆さまの同僚である藤本亮教授、成瀬伸子教授、川合伸子教授のことです。3名の先生方は、到着後十分にお休みいただくことなくお気の毒でしたが、フライトで大変お疲れであったにもかかわらず熱心に仕事をされました。アメリカのロースクールがどのようにして新たな法学教育の方法を創り出しているのかということ学ぼうとする気持ちをかき立てられていました。

そして私たちは、ボルダーにあるコロラド大学ロースクール (University of Colorado Law School) とデンバーにあるデンバー大学スターム・ロースクール (University of Denver Sturm College of Law<sup>7)</sup>) を共に訪問しました。それからの2日間にわたって、多様な学修スタイルの具体例があること、そして学修過程で学生の参加をもっと大きくするような教え方に大きな変革があるということを知りました。各教育方法にタイトルを付けながら、私たちが見てきたことを説明します。

まず「インタラクティブ・ラーニング (interactive learning)」, 私は対話型学修と呼んでいるものです。PSIM 代表団の先生方は、国際環境法の授業時間を参観しました。そこで、学生達は、教授がその講義の一部として行う学びを促進するような質問に答えることによって授業に参加していました。学生達は、いろいろなスライド、写真であったりグラフであったりあるいは傾向を表す図形を示すスライドを見ながら理解を深めていきます。さらに、学生達は、法的、歴史的なもの、そして国際的な目標、非常に厳しい交渉を経て成立した条約、気候変動を遅らせるという目標での妥協の複雑な相互作用への興味を際立たせるような教授が示す議論の筋道を聞きながら、示され

---

7) 2004年4月に、同ロースクールの歴史上単一の寄付としては最大額となる2千万ドルの寄付を行った卒業生 Donald L. Sturm とその妻 Susan M. Sturm に由来し、Sturm の名を冠するようになった。

「経験的に」教える経験を積む：いかにして教員はロースクールを法実務につなぐのか？

たものを学びます。このような態様のやりとり、つまり、学生－教授、学生－教授、学生－教授というように交互に問答するスタイルの授業は、アメリカのロースクールの教え方としてきわめて典型的なものです。この講義は、ある特定のトピックに鋭く焦点をあて、そして時間が許す限り深くトピックの範囲をカバーします。しかし、これを「講義 (lecture)」と表現するのは誤った呼び方でしょう。単に講義というのではなく、教授は、自分で要点と考える内容と諸原則の組合せによって教えるのです。指名された学生が答えるための質問で遮られることはよくあります。その間に、クラス全体で考えてコメントしなければならない質問、あるいは、議論を行うために確たる答えのない発展的な質問を行います。学生は、どのようにそのトピックがその授業のなかで展開していくのか、そしてどのようにして法的な要点がその授業時間の終わりまでに明らかにされていくのかということを考えるようになります。そのことを、私は今日、「対話型」学修と呼んでいるのです。それは、いま皆さまに提供している整理して準備された伝統的な講義とはかなり異なるものであります。

つぎに「フィールド・ラーニング (field learning)」、すなわち現場での学修です。皆さまの同僚である PSIM 代表団の先生方も、どれほど多くのアメリカのロースクールが現場実習のための人員配置を行い、その監督下で依頼人の代理人として学修ツールとしての実習を行っているかということ、アメリカにおいてしばしば聞かれたことと思います。日本でもこういった実習を実施される場合があると聞いており、臨床教育 (clinical education) と呼ぶようになっています。この呼び方は、たとえば、定期借地権や刑事事件のような具体的な事件を担当させて、それは教授の監督の下に行われるわけですが、そうやって学生に教えるというのはきわめて効果的なやり方です。アメリカにおいてもこのクリニック・モデルというやり方は、1980年代初頭から使われているものですが、現在でも実践を教えるという意味においては中核的な方法となっています。今日でもなお、このクリニック・モデルは、ロースクールの学生が法実務を学ぶうえで経験を積むのに他の形態よりもずっと優れたもっとも重要なやり方であり続けていると信じている教授もいます。のちに1990年代になって、ロースクールでは「エクスターンシップ (externship)」というやり方を採用するようになりました。このエクスターンシップというのは、学生が事件の分析を行いそして弁護を書面および口頭の両面で弁護士と一緒に、観察と新人研修を通じてその弁護士の技法を吸収しつつ実践するというやり方です。このエクスターンシップは、無報酬

で、学期中にその全過程が行われ、弁護士達はロースクールの学生を法実務に関与させます。非営利の公益的な立場で行うことがしばしばです。エクスターンシップで実践したことは、ロースクールの単位修得の対象となるので、ロースクールはエクスターンシップの地位を承認しなければなりません。最近多くのロースクールが、このエクスターンシップを受ける学生を指導する弁護士に対し指導する教育者としての質を担保できるように適切に指導を行い、そういうところが増えています。さらに、インターンシップというものもあります。これもロースクールの学外で、ボランティアまたは低報酬でロースクールの学生が弁護士とともに法実務を行うものです。今述べたクリニック、エクスターンシップ、インターンシップには問題があります。ロースクールの間に理論科目の単位を取得することと実務科目を学ぶこととの間で困難な選択を行わなければなりません。ただ、環境を整えて上述のような選択肢を持つておくのは良いことですし、私たちはこれらを保持し続けたいと考えています。

第三の学修方法について述べたいと思います。それを私は「**応用学修 (applied learning)**」と呼んでいます。この三つ目のロースクールでの学修方法について私が応用学修と呼んでいますが、応用に対して理論学修もあります。数学でもそうですが、理論上の数学とそれを応用する応用数学があります。それでは、理論科目における教室での教育にどのように応用できるのか説明するために、教授<sup>8)</sup>を頂点とする階層構造によるピラミッド型の教育モデルを想定してみましょう。頂点にあるのが教授を中心とする教育方法で、そこから下に向けて広がる裾野の底辺にあるのが学生に焦点をおいた経験的学修・クリニック・エクスターンシップという方法です。その底辺部で、学生によって取るのはクリニックであったりあるいはエクスターンシップであったりして異なりうるわけです。ですから、たとえば学生は研究をしたり、あるいはおそらくは弁護士とともに裁判所に行って訴答書面 (pleadings) を書いたり、実務における法を観察したりするわけです。この広がった底辺の部分は、ロースクールの学生・弁護士・助言者という多くの人々が関与することになります。それは、法の特定の一分野よりも、もっと法のプロセスについての実務に焦点をあてることになります。

では法的原則という論理的に整理されたものに第3のタイプの学修法をどういふ

8) 教員のことであり、職名上の教授に限らない。

「経験的に」教える経験を積む：いかにして教員はロースクールを法実務につなぐのか？

うに成立させあるいは適応させていくのでしょうか。つぎの一つ上の階層は、アメリカでは特定の法領域のクリニックです。たとえば、さきほど例に挙げた不動産所有者と不動産賃借権保有者との権利の問題という同じトピックにすべての学生が取り組みます。このクリニックは非常に素晴らしいもので、ここでも法実務を見せるため法の特定の領域を手段として教えます。クリニックは、学生に技能を実際に遂行することを求めますし、その技能を実際に使ってみるということによってこういった技能を修得します。

教授を中心とした階層の頂上部分において、私たちは今でもなお、講義をベースとした学修方法を有しています。教授は、扱う項目をどのように編成するのか、どのような順序で教えるのかについて、完全にコントロールしています。PSIM 代表団の先生方が参観した前述の国際環境法の授業で見たように、学生とのやり取りも多少はありえます<sup>9)</sup>。皆さまの中でも多くの方がこのタイプの対話型学修を行っておられるでしょう。しかし、そうであるからといって学生に責任を負わせて実際の依頼人の代理人となって恐怖感に怯えながら困難な仕事をしなければならないというのとは別物です。

今お話しした階層構造の頂上部分すなわち教授中心の講義型と基底部のクリニックやエクスターンシップとの間のところ、つまり理論と実務を併せて行うところに有望性と可能性があります。この部分は、私にとっては、応用学修です。これは、料理人が果物を入れたボウルのうえに砂糖を降りかけるように、講義という一つのフォーマットのうえに学生の経験を散りばめるというような意味合いです。それは、理論を中心とする授業の時間にクリニックの要素を混ぜ合わせるということです。その理由は、ある特定の法分野に精通している教授が、依頼人に特定の法律を用いつつ実践してみることを学生に求めることになるからです。アメリカにおいてロースクールは相互にどのようにすればこれが達成できるのかということの議論を行っています。

このことを達成した一つの方法をお示しするために、私自身が準備をしたロースクールの裁判外紛争解決（ADR）の授業について述べましょう。2年次及び3年次の学生用に、この授業科目では、交渉、調停及び仲裁の基本原則と理論を教えます。こ

---

9) 講演では言及されなかったが、講演原稿には、参観した授業の一例として、大まかにいって授業時間中の64%の時間が教授の講義に、25%の時間が学生の参加に充てられたことが紹介されている。



の科目は、一つの学期の14週間に多くのことを扱います。学生を集中させ実際の関心を持たせることが必要でした。学生には、難解なADRの審理に関する重要原則について議論するために、教材の閲読と準備をしたうえで授業に出席することという負担を課しました。どのようにすればそれができるか考えたわけですが、学生にとってのリスクを引き上げました。つまり、理論的な内容の授業においてもありうるわけですが、授業で実際の仲裁、実際の調停、そして実際の交渉を行いました。学生は、自分の順番が廻ってきた際に恥ずかしい思いをしないようにするため、懸命に資料を読みそして議論についてきました。ここで私がどのようにしたのかを説明しましょう。

第一に、授業の初日に、成績の60%は学期を通じて行われる授業中の実演で決まると学生に伝えました。実際に仲裁をやってみる、実際に調停をやってみる、そして実際に交渉をやってみる、という経験を学生に与えることによって、学生は、諸原則や実務をより深く学ぶことができると考えています。

第二に、学生がよく知っているという理由で、まず仲裁を教えることから始めました。教科書では、逆の順序、つまり交渉から始まっているわけですが、学生はすでにまる一年かけて訴訟、裁判について学んできたわけです<sup>10)</sup> 仲裁はADRのなかでもっとも裁判所での審理に似ているので、学生は司法判断を読んでよく知っている理由付けを行うことができます。

第三に、私が行ったことは、他の紛争解決方法と異なる理論と原則を強調するために一学期を通して自分が教えるうえでの要点を構成しました。実際に依頼人を代理する際に、適切な紛争解決手続を選択しなければならないので、その動機を与えることが必要でした。

要約すると、教授として行う理論の授業において、学生が自分で教科書を読み、読んできたことがらについて授業で私と議論したならば、それを行う負担を担うことによって、学生は私が挙げた項目の諸原則と実務を学期中にもっともよく修得するであろう、と私は考えました。授業ではチームに分かれて実技を行うので、個人個人が負担を引き受けてやらなければなりません。授業期間の終わりには、学生は、実技を行うことによりADRの各方式がどれほど柔軟であるか、ADRのなかのある方式が紛争

10) アメリカのロースクールも一般的に3年制であり、訴訟法は1年次の配当科目となっている。

「経験的に」教える経験を積む：いかにして教員はロースクールを法実務につなぐのか？

の解決に適しているか、他の方式が適していないかということをお忘れず学ぶことになります。学生の理論的な理解に責任を負っている教授として、学生がADRについて学修したことを実際にそれが応用できるかどうか、授業期間中に実践してほしいわけですから。そして、その時間の中でそれを理解させ、さらにより深くそれを理解させて一層効果的に準備したかったのです。

ここで私の企画した14週間について述べます。まず、最初の3週間、1週間に一度、一回あたり3時間の授業で学生と会います。この3週間に、アメリカでは伝統的な対話型学修法である対話型学修や授業クラスでの議論を行います。あと一つ、特別なことを説明させてください。3週目の終わりに、模擬仲裁用の事件記録で対立する当事者のうち担当するものを学生に配付します。学生は、4週間目の3時間の授業に弁護士としてスーツ着用で臨み、私の前で実際の仲裁事件の審理を行います。この模擬事例の記録の中には、証人の供述書類や商事事件の書類が含まれています。宿題として、猶予期間を定め模擬事件に関する様々な書類の請求を行ったり、それに対する回答を行ったり、チームの中での役割分担を決め証人の準備をするということを進めてきました。私が教室に入ると、学生は怯えていましたがそれは良いことでした。なぜ良いのかというと、教授ではなく学生がその場の主導権を握っているということに気が付いていたからです。さらなる指示で教授から驚かされることはありません。私は仲裁人であり、まさに現実の法実務のようです。言い換えれば、学生は、3週間の間に読みそして授業で議論して学んだすべての仲裁理論と手続を全3時間の一期日集中審理に応用したのです。学生は模擬仲裁を行う4週間目が来るのが分かっており、その結果に利害関係を有していましたので、最初の3週間でこの授業の成果が非常に上がりました。

では、調停はどうでしょうか。第5週、第6週、そして第7週の3週間は、同じように理論の講義と授業での議論を行い、その後、模擬調停を行いました。私の友人に依頼しそれぞれが4人から成る学生のグループに付いて調停人を買ってもらいました。交渉の場合はどうでしょうか。同様に、第9週、第10週、そして第11週に準備を行い、第12週に実技を行いました。

仲裁を学ぶ授業期間が終わった後、上手くいったかどうかということと気に入ったかどうかということをお話を授業で議論しました。学生が自ら短いコースに参加することで、学生は実際に1週間やってみるということによって仲裁のリスクを学びました。そし

て、4週間の調停セッションの後、私は再び、上手くいったかどうか、それが気に入ったかどうかを同じように聞きました。学生からは、何らかの理由でより気に入ったという意見、他の理由で気に入らなかったという意見が出ました。何が気に入らなかったのか、どのようにして交渉するのか分からない。そこで、交渉について学ぼうです。それぞれの部分について実際にやってみながら学ぶことで、次のことを学びたいという動機を生み出しました。この授業の間、ADRの理論や法は忘れられていたのでしょうか。そんなことはありません。9週間の間に行われる授業での議論のほか、学生は私の承認を経て選んだ自分自身のトピックについてADR分野の法と理論を含む重要な最終論文<sup>11)</sup>を執筆します。こうして学生は良好な成績と熱意を得るのです。誰が授業の準備をよくしていたか、準備不足で不意を突かれていたかということを知るのは容易でした。また、どのような参加をしたか、どのような努力をしたかということに対して評価を与えること、そして、学生間での理論的作業について見分けることも簡単でした。学生が実践をしてみると、理論的な思考にどのような欠点があるのかよく現れます。私は、学生から多くのEメールを受け取ります。それで、受講生と教授の間で実際に成果の上がる諸点についてのやりとりがありました。

これで私のいう階層構造モデルのすべてに言及しました。つまり、焦点を絞った講義型教育法と一番下にある広範で多様なインターンシップやエクスターンシップ、そしてまたクリニックのような教育法があり、その間には、講義型と臨床型を組み合わせたとような教育法があるということです。私たちは、「行うことによって学ぶ (learn by doing)」という方法をもっと教室に導入することができるのでしょうか。これはアメリカでの問題です。私は、アメリカのロースクールにおける問題の性質について説明しました。もし日本の法科大学院でもそのような議論があるのであれば非常に関心を持っており、知りたいと思っています。

では、アメリカの法学教授が自分自身に投げかけている4つの質問を皆さまに聞きたいと思います。

- ・私たちは教授として教えるために用いるさまざまな技術を学ぶべきか？
- ・私たちは十分に考案された教育モデルを待つべきなのか、それとも自分自身で実験してみるべきなのか？

11) その程度は、ローレヴューに掲載される程度の質を有する論文とされる。

「経験的に」教える経験を積む：いかにして教員はロースクールを法実務につなぐのか？

- ・私たちはアメリカで、すでに決まった内容を行う授業時間に制約があるなかで、貴重な授業時間を学生との会話に割くべきなのか？
- ・学生が講義ではなく実際にやってみてもらうという教え方によって、何か失われるものがあるのか？

これらは、難問です。容易に得られる答えは、アメリカにはありません。しかし、多くの議論が行われており、面白い時代だと感じています。NITA と PSIM の間で交流を継続するなかで、議論し共有することのできることはまだまだ多くあります。NITA では実務家として、弁護士である学生に発言を許すことの成果を毎日目にしています。魔法のようなことが起こるのです。

ご静聴いただき、まことにありがとうございます。このような機会を得たことを大変光栄に思いますし、また、NITA と PSIM の交流を通じてぜひこれからも学んでいきたいと考えています<sup>12), 13)</sup>

---

12) NITA と PSIM の交流については、主幹校である名古屋大学の大学院法学研究科に事務局を置く PSIM コンソーシアムの Web サイト (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~psimconsortium/index.html>, as of 31 Jan. 2015) を参照されたい。

13) 本講演終了後、約 45 分間にわたって活発な質疑が行われた。PSIM コンソーシアムのメンバーである大学等の教職員は、同コンソーシアムが設置運用する映像教材管理システム STICS の映像一覧画面 (<https://psim.law.nagoya-u.ac.jp/STICS/UserMovieList.aspx>) からその様子を視聴することができる（映像一覧画面のメニューで「140614 第 18 回法実務技能教育支援セミナー（学術交流協定更新記念講演）【2 / 3】2014/09/09」を選択。なお、ログイン時に必要なアカウント情報は、各大学等の PSIM コンソーシアム担当者に照会された）。質疑終了後、四国法科大学院（香川大学大学院香川大学愛媛大学連合法務研究科）副研究科長である井口秀作教授からの挨拶があり、この記念講演会は無事終了した。